保有個人情報の開示請求の手数料に係る規則

平成17年3月18日 総務部長通達第17-3号 改正 平成23年5月13日 総務部長通達第23-8号 改正 平成24年3月27日 総務部長通達第24-5号

(目的)

第1条 この通達は、個人情報の開示等に関する規程(規程第17-8 号)第11条に基づき、 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(以下「機構」という。)における保有個人情報 の開示請求に係る手数料に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この通達において用いる用語の定義は、文書管理規程(規程第15-21号)及び個人情報の開示等に関する規程に定めるところによる。

(手数料の額等)

- 第3条 手数料の額は、開示請求に係る保有個人情報が記録されている法人文書 1 件につき 300 円とする。
- 2 開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書に記録されている保有個 人情報の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項の規定の適用については、 当該複数の法人文書を1件の法人文書とみなす。
 - (1) 一の法人文書ファイルにまとめられた複数の法人文書
 - (2) 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書
- 3 手数料は、現金 (郵送によるときは現金書留)、郵便為替又は機構が指定する銀行口座への振込で納付させるものとする。
- 4 保有個人情報の開示を受ける者が当該情報が記録されている法人文書の写しの送付による方法で開示の実施を求めるときは、郵送料を郵便切手又は銀行振込で納付させるものとする。

附 則

この総務部長通達は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成23年5月13日 規程第23-8号) この総務部長通達は、平成23年5月13日から施行する。

附 則(平成24年3月27日 総務部長通達第24-5号) この総務部長通達は、平成24年4月1日から施行する。